

資料 8 4 - 3

信書便約款の変更の認可について

(諮問第1236号)

(公印・契印省略)

諮問第 1236 号
令和 5 年 2 月 21 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 松本 剛明

諮問書

株式会社コーユースーサービス（代表取締役 遠藤 宮雄）から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき信書便約款の変更の認可の申請があった。申請の概要は、別紙 1 のとおりである。

当該申請について審査した結果は、別紙 2 のとおりであり、同条第 2 項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第 1 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第 2 号の規定に基づき諮問する。

信書便約款の変更の認可申請の概要

株式会社コーユーサービスから、信書便約款の変更の認可申請があった。

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者	株式会社コーユーサービス (令和2年11月20日許可・3号役務)	
1 役務の名称及び内容	役務の内容を「料金の額が八百円を超える信書便物を送達する役務」から「長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務」に変更	
2 引受けの条件		
(1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品	—	
(2) 大きさ及び重量の制限	大きさ及び重量の制限を「長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートル以下で、かつ、重量が四キログラム以下」から「長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超え、かつ、長さ、幅及び厚さの合計が百八十センチメートル以下で、かつ、重量が十キログラム以下」に変更	
(3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装	—	
(4) 宛名は、送り状を外装に張付け又は信書便物の表面に記載	—	
(5) 引受けの場所	営業所等	—
	差出人指定の場所	—
	あらかじめ差出人との間で定めた場所	—
(6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披	—	
3 配達条件（誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達等）	—	
4 転送及び還付の条件		
(1) 転送は届出から一年以内に限り速やかに転送（転送範囲は提	—	

	供区域内)等	
	(2) 還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から還付の指図を受けた場合、②約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等	—
5	送達日数	
	【1号・3号役務】 ① 配達予定日の記載がある場合：当該配達予定日 ② 配達予定日の記載がない場合：最初の170kmは2日、以後170kmごとに+1日（離島等の場合は相当の日数を経過した日）	—
	【2号役務】 差出時から3時間以内	—
6	料金の収受及び払戻しの方法	
	(1) 引受時	—
	收受の方法	
	配達時（受取人払）	—
	後払	—
	前金払又は概算払	—
	クレジットカード払い	—
	(2) 払戻しの方法 差出人への持参等	—
7	送達責任の始期及び終期	
	(1) 差し出されたとき	—
	(2) 受取人への引渡（同居人、管理者等を含む）	—
	郵便受箱等への投函	—
	メール室への配達	—
8	損害賠償の条件	
	(1) 引受けから配達	—

<p>までの間に生じた信書 便物の滅失等について 損害賠償責任を負担 (ただし自己／使用者 の無過失を証明した場 合はこの限りでない)</p>	
<p>(2) 天災等による損 害、差し出すことがで きない物に発生した損 害等一定の場合には免 責</p>	—
<p>(3) 責任限度額を上 限として損傷の程度 等に応じた額を支払 い。ただし、故意／ 重過失により生じた 場合には一切の損害 を賠償</p>	—
<p>(4) 損害に関する責 任は、受取後1年以内 に裁判上の請求をしな ければ消滅し、この期 間は損害発生後に限り 合意により延長可能 (損傷については、受 取後14日以内に通知 が必要)</p>	—

信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要

株式会社コーユーサービスからの信書便約款の変更の認可申請について審査した結果の概要は以下のとおりであり、法第 33 条第 2 項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

(法第 33 条第 2 項第 1 号)

条件等	審査概要	適否
役務の名称及び内容	役務の内容について、「料金の額が八百円を超える信書便物を送達する役務」から「長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務」に変更するものであり、役務の内容が適正かつ明確に定められている。	適
引受け	大きさ及び重量の制限について、「長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートル以下で、かつ、重量が四キログラム以下」から「長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超え、かつ、長さ、幅及び厚さの合計が百八十センチメートル以下で、かつ、重量が十キログラム以下」に変更するものであり、適正かつ明確に規定されている。	適
配達	従前と同様であり変更はない。	—
転送・還付	従前と同様であり変更はない。	—
送達日数	従前と同様であり変更はない。	—
料金の收受・払戻し	従前と同様であり変更はない。	—
送達責任	従前と同様であり変更はない。	—
損害賠償	従前と同様であり変更はない。	—
その他	従前と同様であり変更はない。	—

2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(法第 33 条第 2 項第 2 号)

条件等	審査概要	適否
差別的取扱い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。	適